

児童発達支援センター各事業の利用料

令和 8 年 4 月 1 日現在

事業・サービス		区分	世帯の収入状況	負担上限額(円)	実費負担
児童発達支援 (通園)	つばさ学園	生活保護	生活保護受給世帯	0	給食費(1食)70円
		低所得	市県民税非課税世帯	0	給食費(1食)70円
		一般1	市県民税課税世帯 (所得割 28 万円未満)	4,600	給食費(1食)250円
		一般 2	上記以外	37,200	給食費(1食)250円
	児童デイつばさ	生活保護	生活保護受給世帯	0	注文弁当
		低所得	市県民税非課税世帯	0	注文弁当
		一般1	市県民税課税世帯 (所得割 28 万円未満)	4,600	注文弁当
		一般 2	上記以外	37,200	注文弁当
	居宅訪問型児童発達支援	生活保護	生活保護受給世帯	0	
		低所得	市県民税非課税世帯	0	
		一般1	市県民税課税世帯 (所得割 28 万円未満)	4,600	
		一般 2	上記以外	37,200	
保育所等訪問支援	生活保護	生活保護受給世帯	0		
	低所得	市県民税非課税世帯	0		
	一般1	市県民税課税世帯 (所得割 28 万円未満)	4,600		
	一般 2	上記以外	37,200		
障害児療育相談事業		区分なし		無料	
障害児相談支援		区分なし		無料	
外来療育		区分なし		無料	

※3 歳から5歳まで(満3歳になって初めての4月から3年間)の児童は、無償化の対象となります。